

## 米子市建設工事等入札・契約審議会議事録（令和2年度第1回）

日時 令和2年10月1日（木） 午後2時から  
場所 米子市役所本庁舎5階 議会第2会議室  
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 岩浅 美智子  
青戸 光一 笠岡 克巳  
事務局 辻総務部長 契約検査課 石田課長 福田課長補佐 種子係長  
工事所管課 水道局 整備課 施設課 都市整備課 道路整備課 宮繕課  
住宅政策課 農林課 水産振興室

議題  
議題  
（1）要綱・要領の変更について  
（2）令和元年度下半期の発注状況について  
（3）入札及び契約の運用状況について（R1.10.1～R2.3.31契約分）  
（4）その他

議事内容  
〔午後2時開始〕

事務局 只今より令和2年度第1回米子市建設工事等入札・契約審議会を開催いたします。  
次第に従いまして、辻総務部長からご挨拶申し上げます。

総務部長 本日は、建設工事等入札・契約審議会の開催にあたりまして皆様方には何かとお忙しい中、またコロナ禍の中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。各委員におかれましては、本市の適正な入札契約事務の執行にご尽力をいただき深く感謝いたしております。本日の審議会におきましては、令和元年10月から令和2年3月末までの入札及び契約の運用状況についてご審議をいただくことになっておりますのでよろしくお願いたします。  
前回の審議会開催後の状況でございますが、民法及び建設業法の改正に伴う米子市建設工事執行規則等の改正を行いました。また昨今のコロナ禍の状況を受けまして、工事及び業務における感染拡大防止対策の徹底について通知を発出し、契約にも盛り込むなど対応を図っているところでございます。今後も入札及び契約の適正化に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様様の率直なご意見をお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

（事務局紹介）

事務局 続きまして次第4でございます。本日は小林委員が欠席しておられますが、委員の過半数の出席がありますので、審議会条例第5条第3項委員の規定によりまして、この会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは議事に入らせていただきたいと思います。審議会条例第5条の規定により、会長が議長となりますので、議事の進行は松原会長にお願いします。

松原会長 皆さんこんにちは。令和2年度第1回米子市建設工事等入札・契約審議会ということで、委員の皆さん非常にご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。事務局の方の非常に周到な日程調整によりこの会が開催できることになったと思っております。ありがとうございます。先ほど辻部長の方からもございましたけれど、こういったコロナの感染症が蔓延している状況でございます。例年いつもの会ですと2時間を超えるような審議会になっておりますけど、米子市の方の規則もあると思っておりますが、長時間の会議というのはできるだけ控えていただきたいと思いますということでございます。皆様にはご理解をいただきまして、1時間半というところを目途に審議をお願いしたいと思っております。  
ただ委員の皆様様の抽出案件もたくさんございます、また事務局にご説明いただかないといけない場面もあらうと思っておりますが、前半の方の要綱や要領の変更であるとか、発注状況これらにつきましては、できるだけ時間を短縮いただきまして、抽出案件の審議につきましてお時間をいただければというふうに思います。どうかよろしくお願いたします。

事務局 早速ですが、資料の確認をさせていただきたいと思っております。  
まず、1番目が1枚もので本日の次第書、2番目が同じく一枚もので、本審議会の条例、次にクリップ止めしております要綱要領の差し替え分、次はホッチキス留めしてございますが、今回の審議会、令和元年度下半期の工事の発注状況の資料で全23ページものでございます。続いて辞退者一覧、これは入札日順と業者別一覧がございます。続いて業者別の工事の契約一覧、続いて、業者別の委託の契約一覧、あと事前送付しております抽出案件の一覧表となりますが、揃っておりますでしょうか。

事務局 そうしますとまず要綱・要領の変更についてでございます。  
委員の皆様の方に、本市の要綱・要領をにつきまして別冊でお渡ししているところでございますが、本年2月以降に変更があったものが3つございます。その新旧対照表と改正後の全文をつけております。内容について簡単に申し上げますと、1番の建設工事等業者選定事務処理要綱につきましては、発注件数のバラツキを少しでも解消することを目的に土木工事の発注標準額を変更したものです。2番目の建設工事最低制限価格設定要領につきましては、もともと本市は、予定価格の概ね90%程度とする最低制限価格算定式としておりますが、工事全体の最低制限価格の率が低くなるケースが多数みられたことから、平均90%程度とするため算出式の見直しを行ったものでございます。次に12番の総合評価方式による競争入札試行要領につきましては、総合評価方式の入札不調が多くあったことから、令和2年度から令和5年度までの措置として、対象工事を土木一式2500万円以上から5000万円以上に引き上げ、あわせて受注減点の運用について見直しを行ったものでございます。以上ご了承くださいますようお願いいたします。

- 松原会長 はい、ありがとうございました。以上が今回の要綱要領の変更修正、差し替えになりますので、委員の皆様にはよろしくお願いたします。なにかありますでしょうか。
- 竹下委員 いまかなり入札不調という形で業者天下になっているんですが、入札不調が改善されるという状況になれば金額は下がるという前提で考えればいいですか。
- 事務局 結果としてですけれど、競争性が受注のためには最低制限価格に近い金額を入れていただかないと、落札の可能性が高くないということですので、委員がおっしゃるように競争性があれば最低制限価格90%に落札率が近くなるという方向性はあると思います。
- 竹下委員 ということは議事録にも明記しておかないと、高止まりでこのあとずっと行くという形は、問題があると考えています。  
前提の問題なんですが、金額がA級の場合1500から2000万円になったということは、この理由はどういう理由ですか。
- 事務局 いろんな考え方があろうかと思うんですけど、1500万円からというのがA級業者のラインとして整理してきたところなんですけど、そのためにB級さんとかC級さんの工事とかにもしわ寄せがきてしまったりということがありますし、1年前の10月には消費税も上がっておりますので、税込みの金額が予定価格になりますので、真水的には減っているということになります。それと期待値としての考え方なんですけど、あくまでもその価格帯のものはB級・A級ということを整理する中で、A級さんのほうにばかり多くなっていく傾向がある、かつA級の工事が多いために受注に至らないケースもあったということですので。この金額というのは県の発注標準額を基準にしておりますので、県の基準にあわせる形で、バラツキを抑えてB級・C級さんの工事が少し増える形になる、A級さんの工事が少し減ることなんですけど、あくまでこれは期待値ですので必要な工事というのはその場所ごとで金額を積み上げてこられますので、結果的に無理やりにA級の工事にしようとかB級の工事にしようとかいうことはありませぬので、あくまでも期待値としての金額を県と合せることによって、1500万から2000万までのものは、B級さんの工事に下がってくるということで、B級さんやC級さんの活躍を促そうということが狙いです。結果的にうまくいくかは分からないですけど、期待値として整理としては県と合せているところでございます。
- 松原会長 そういたしますと、要綱要領の変更についてはよろしいでしょうか。  
つづきまして本日の第2点目でございます、令和元年度下半期の発注状況のご説明をお願いします。
- 事務局 そうしますとホチキス止め23ページの資料の1ページ目から説明させていただきます。こちらの方に下半期の建設工事契約状況を載せています。まず上の表でございますが、公募型指名競争入札が、1件でございます。  
次に工事希望型指名競争入札でございますが、16工種で94件でございます。その下でございますが、通常型指名競争入札については執行を行っておりません。  
次に工事にかかる随意契約でございます。こちらの方は、10工種32件、入札と随意契約を合わせますと、発注件数127件、契約金額が18億4181万3930円、平均落札率91.5%ございました。
- 事務局 次に2ページ目、こちらの方が工事にかかる委託についての契約状況でございます。  
一般競争入札というのが、1件発注してまして、契約金額550万円、落札率97.3%ございました。抽出案件で委員のご質問もでておりましたが、一般競争入札といいますのは、本市の入札参加資格者登録においては、受注できる者が明らかでない業務について、一定の参加条件、技術者や業務実績等を付して実施するものでございます。つぎに公募型指名競争入札は行っておりません。次に通常型指名競争入札ですが、5業種で、発注件数19件でございます。下の表の方に随意契約をまとめています。発注は1件ございました。
- 3ページ目でございます。平成16年からの契約金額、平均落札率の推移でございます。4ページの方にグラフで整理しておりますので、こちらをご覧ください。平成24年から年間200件程度、推移しておりますが、令和元年度は昨年度よりも件数が多く249件となっております。これは昨年度からの小学校・中学校の学校関係の空調設備の整備をしておりまして、全学校ということでございましたので、これが主な増加の要因でございます。
- 次に5ページ目でございますが、工事の入札にかかる契約金額の推移でございます。一番右端の方、令和元年度約75億の契約金額ということで、前年度と比べますと約24億円の増でございます。増加の理由ですけれども、大規模な工事が主に上期にも4件、学校関係や公民館関係でございまして、合わせると約16億円で、これが増加の要因の一つ。また、電気通信工事、これは防災無線の工事になりますが、これが約4億円ということで、例年より大規模工事の件数が多かったためでございます。
- 6ページ目ですが、工事の入札にかかる平均落札率の推移でございます。令和元年度につきましては92.4%ですので、例年並みの推移と考えております。

7ページ目でございますが、工事の随契の一覧ということで、8ページにグラフの方がございます。令和元年度は59件の発注で前年より減という状況でございますけど、全体的には平成27年度から減少傾向でございます。

下半期32件の内訳ですが、1号随契と言われる130万円以下の少額のもものが20件、2号随契と言われる入札に適さないというものが2件、5号の緊急随契が1件、8号に該当する入札を行ったが申込者がなかったり、落札者がいなかったというものが9件ございました。

9ページ目ですが、随契の契約金額の推移を掲載しております。前年と比べると1億3千万円程度増えておりますが、これは今回大型の工事において、いわゆる8号随契入札不調による随意契約とした工事が複数発生したことによるものです。

次に10ページ目でございます。工事の随契の平均落札率をグラフ化しております。令和元年度ですが、これが93.6%ということで、昨年と同じとなっているところです。

次に11ページです。工事にかかる委託の表でございます。これも12ページからグラフを載せております。だいたい100件を少し超える程度でございます。通年では、例年並みの発注を行ったということでございます。

次に13ページ。こちらは委託にかかる入札の契約金額でございます。件数は例年並みでございましたが、契約金額といたしましては約3億円の増となりました。これも上半期のことでありますけど、下水道関連の大型の委託業務の発注があったためでございます。

14ページは委託にかかる入札の平均落札率でございます。こちら例年並みの値となっております。

15ページですが、委託の随意契約にかかる数字でございます。16ページにグラフを掲載しておりますが、こちらは減少傾向にありまして令和元年度については10件ということでございます。

事務局

次に17ページ。委託の随契にかかる契約金額で、今回約3000万円になっているということでございますが、1件上期に高額な案件が2号随契であったためこのような結果となっております。

次に18ページ、随契の平均落札率ということですが、元々発注件数が少ないということで今回も10件でございますが、上半期に比較的金額の大きい案件の落札率が高かったものが2号随契でありましたので、96.1%ということになっております。

発注案件については以上でございます。19～21ページに後程審議いただきます抽出案件をまとめております。

次に22、23ページ、くじ引きの発生状況をまとめております。23ページの令和元年度下期ですが、入札案件95件のうち24件、随意契約が32件のうち1件でございます。また前回委員ご指摘のありました、業者がご都合で立会できない場合入札に関係のない職員が代わりにくじ引きをすることになっておりますが、それがどれくらいあたらうかというお話がありまして、下半期では4件発生しております。内容的には例年と同じように土木関係の積算の方がくじ引きになりやすいという傾向については変わっていない状況です。

次に別冊の辞退者一覧ということで、業者別と入札日付順で別々に作成しております。辞退理由としては、技術者を確保することができなくなったとか、予定価格内での入札ができないとか、そういったことが多くみられます。全体的な傾向でみますと、米子市の工事だけではなく、国や県のどの工事の受注の兼ね合いなどから、辞退する傾向としては例年と同じく一番多い状況でございます。

最後に、令和元年度の下半期の発注状況の資料として、業者別の工事と委託の契約一覧をつけておりますので、参考にしていただければと思います。最後に、抽出案件に関連して随意契約の問題や、職員のくじ引きについてご意見がありましたので、地方自治法施行令の根拠資料をつけております。ここまでで令和元年度の下半期の発注状況の説明を終わります。

松原会長

ありがとうございました。他都市のこういった審議会も承っておりますが、米子市はグラフですとか分析をしっかりとされているなというも思っております。委員の方から説明のあったことについてなにかありますでしょうか。

竹下委員

10ページの随契のグラフなんですけど、平成29年度は平均落札率89%なんですね。どのような理解をされているのでしょうか。

事務局

平成29年度の89%というのは、さきほど補佐が説明させていただいたとおり件数がとても少ないんですね。随契の場合は最低制限価格もない関係上、予定価格の半分程度の提示を頂いても契約に至ります。結果的に1件の大きな工事が落札率が低かったために落札率が低くなっております。はっきりと覚えておりませんがその1件を外せば90%を概ね超えるような数字が挙がっていたと記憶しております。1件だけとても安価なものの落札があったと覚えております。

松原会長

その他いかがでしょうか。

松原会長 さきほど辞退のところでご説明がありましたけど、技術者が配置できなかったというのがございました。これは米子市の案件と鳥取県あるいは国との受注がダブることなのか、そのあたりは配置出来なくなったということを業者の方がお伝えするという事なんですね。それはどこかで誰かが確認するという事は出来ないんでしょうね。

事務局 そこはまず希望型ということだと、参加申し込みをいただいて指名いたしますけれど、辞退される方はファクシミリで辞退される理由を書いて届け出てもらいます。ただ技術者が確保できないといったことについて、具体的にどこの工事に配置されるかといったことまでは確認を取っておりません。

松原会長 これは非常に良心的な業者で、そういったことはないと思うんですけど。いくつかの工事を重複してとるということは、ないと思うんですけどね。

竹下委員 入札日順の辞退業者一覧で68番ですが、これは指名の問題はまた後でやりますけれど、指名日が令和元年9月13日で指名をしました。そうしたらその日のうちに辞退が発生している。これは理由としては、「予定価格の範囲内での入札が困難なため」という理由なんですね。だからそういう体質があるところを指名したというのは、どういうことですか。事務局の判断が甘かったということですか。

事務局 指名につきましては、現在のルールでは申し込みがあった場合、A級B級C級などで発注をしておりますけど、そこで合致しておれば原則全社指名としております。辞退については申込日から指名日までには間がありその間に積算をされてのことだと思っておりますけれど、指名自体は申し込みを受けて格付けを確認して行っているところです。

竹下委員 だから当然応札の意向がある訳ですからその中で当然指名をするわけですよね。指名をしたら私はその予算ではできませんから、しかもその日のうちに。指名の場合は電話等で連絡されるわけでしょう。

事務局 ファクシミリで行っております。

竹下委員 ああファクシミリで、それは偉いですね。それを受けて業者が慌てて辞退をしたということですか。ということは既にこれは、応札の意向があるにも関わらずこういう前提で予定価格も提示をされている状況の中で辞退をするというこの業者はどういう業者なんですか。

事務局 日が同じ理由ということまでは確認を取っておりませんでした。

竹下委員 こういう状況だったら、もともと入札に参加意向を示さなければいいと思うんですけど、そのあたりはどうなのでしょう。

事務局 以前からお話しさせていただいているんですけど、受注意欲が会社の方であっても下請業者や製品の買入先の見積もり状況の上で応札をいただくかどうかですので、例えばこの業者ですと13日以前に入札意向があってお申し込みをいただいたその後に入札業者や製品の関係の見積もりを徴取されて積算したところ予定価格内での施工が出来ないということが分かったのでその時点でやはり辞めたということをお願いしております。すぐに言っていただいた方がこちらとしてはありがたい、出来なくなった時点で辞めていただいた方が次に向けての段取りも組めますので徒にこの方が入札日の前まで辞退もいただかずやる気はないけど意思表示をされないよりは、日付的には指名日と同じ日に辞退されていますけれど、例えばさきほど私が想定した形であったとすれば早めの意思表示をいただくということは発注者としてはありがたいと考えているところです。本当は入札に参加していただくのが一番ありがたいんですけどそれに至らなかったということであれば意思表示を早めにお知らせいただくのがありがたいです。

竹下委員 さらに言いますと、辞退することで指名されなかった業者もあり得るんですね。内情は分かりませんが、そうするとこの業者に対しては、ペナルティーというよりは入札の機会を失われる状況が発生しているのではないですか。もともと要するに希望であれば全員参加すればいいんですけど、あえて指名をしている状況にあって、それは私が以前からずっと言っている指名の問題については、正しくないという形に弊害が表れているのではないかと考えているんですけど。

事務局 基本的に米子市は、工事の場合は希望型で業者がまず意向を示されるのが一番ですので、その関係上さきほど補佐がお伝えしたとおり、基本的には全社参加していただいております。ですのでこの会社が参加されたために1社2社が参加できなかったという事例は発生していません。委員がおっしゃるようなケースがあるならば、そういったことはよろしくないと思っておりますけれど、実際にこのケースで言うと何らこちらで問題になるような現象は発生しておりません。

松原会長 それでは本日3番目の案件になりますが、皆様の抽出案件の審議ということで進めたいと思います。すでに皆様方には抽出案件の資料が届けられていると思います。どの案件でも結構でございます。ちょうど1時間ございますので、よろしく願いいたします。

竹下委員 私が一番多く抽出案件を出したんですが、なぜかという工書の発注書を見ないと内容が分からないというところがあるんです。そういう点で、この発注一覧という工事一覧表の中で入札方式を単なる「希望型」「公募型」ではなく指名かどうかまで含めて括弧書きで下の方に記載をすれば、いちいちこういう風に抽出をしなくても済むわけなんです。意味わかりますか。

- 事務局 わかります。
- 竹下委員 そういう風に改めないと、とにかく分からないので抽出しようかという形で、一杯案件が増えるということなんで、希望と公募については明確に指名の結果かということに記載してほしいと思います。
- 事務局 形式的には米子市は、指名を全てしております。最初に事業者の方が参加したいという手上げをするというのは当然あるんですけど、工事に関しましては、随契以外は、随契も実際は内申をしていますので選んでいるんですけど、参加要件を事前にお示ししておりますので、それに合致しているかどうかを審査の上で指名は全てしています。ただやりたいという人を排除する指名ではなく入札条件に合致しているかどうかという審査のみを行っての指名ですので、参加されたいご意思のある方を排除するかそういった指名の形、例えば他市が通常指名をされているのは、30社あるような登録業者の中で10社だけを独自に選ばれるという形のものはないんですけど。米子市の場合は、形の上は全て指名ですが、参加されたい方が条件に合致されているかを確認しての指名です。
- 竹下委員 それは米子市内の本店若しくは支店のある業者が少ないということですか。例えば金額によって指名の数も決定するでしょう。
- 事務局 通常型の指名を行う場合には、そのような運用はしていますが、米子市の工事の場合は、希望型という形を取っておりますので、まず業者が意欲がある、体制が整っている、こちらが望んでいるような条件を満たしているといった形の中で意思表示をいただきます。逆にやりたくない方を指名することはありませんので、そのあたりはシンプルに整理がされているのかなと考えております。他市の例を出して申し訳ないんですけど、体制が整わない状況の中で指名すると、全社辞退されることがあります。そうすると2回3回と指名行為を繰り返さないといけなくて、やっていただく時期がずれたりということがあります。業者の方からそういった体制が整っているかそういったことがまず第一で、辞退をいただいたのは業者の方が意思が変わっただけですので、やりたくない方を指名して辞退ばかりいただいても徒に時間がかかってしまいます。竹下委員の言われるような指名というのは、米子市には1件もないです。ただ工事に係る委託の場合は、通常指名ですのでさきほどおっしゃったような1千万までのものは8社、1千万円を超えるものは9社ということは、建設工事に係るコンサルとかの場合は行っています。工事の場合はないですね。
- 竹下委員 ということは端的に言うと、やっぱり一般競争入札の実態を表している。そういう見解でいいわけですね。
- 事務局 そうです。
- 竹下委員 そうすると全国的にも進んだ状況、業者が少ないということもあると思うんですけど、そういう点では指名によってはじき出されるという形は基本的にはない。入札基準に合致しておれば全員ひろうということですね。その代わりとして逆に言うと辞退ということが多かったりそういう点がでてくる。
- 事務局 通常指名でやる場合には、まったく能力がないとか体制が整わない方を指名することもあると思いますので、実態とすると辞退の数というのはどちらが多いのかというのはちょっと分からないです。形だけ参加していただくということに繋がるのかもしれないですが、それは分からないです。
- 竹下委員 実態が、何社か出て指名という形になっているから、通常は最低でも8社でやっているんだと理解していたので、それで内容が分からないということです。いま言われるように数合わせで指名をされたら業者はたまったもんじゃないですよ。要するに本命でないのにもかかわらず、そういう書類もあえて出せという形になると大いなる問題だということで、この指名の問題は、全国的に見てもそういう業者数を指名してはじき出してやってるのが多いという状況なんで、特に指名の問題についてはこだわっている訳なんです。いま回答いただいたような形であれば、希望型については、やっぱり会社の体を成しておれば少なくとも全員参加できるということですね。これは全国的にもすごいことです。
- 松原会長 竹下委員からコメントがあったように、米子市の入札方法は評価できると、長年この審査をやってมาすけどこのような問題はあろうかと。そのほかにいかがでしょうか。
- 竹下委員 No. 2番です。この随契の話です。随契にしたという理由がそこに手書きで記載されてます。4社のうち早期着手・早期完成が可能な業者と行ったということですから、他の3社について当時どのような評価をされたのでしょうか。内申のほうです。
- 事務局 内申のほうは、当然その設計担当課の課長の方に作っていただいたんですけど、要は下に書いたありますとおり、この時期までに出来ますかというような形で問いかけ、確認を契約検査課で行いました。ですのでこの時点で完成の見込みがあるとか施工の人数が確保できるのかということも含めて、仮にその期日までに完成させることができない場合は見積書を出すことはできませんと条件を整理させていただいて、この1社だけがこちらの望む納品の期日までに完成させることが出来るという意思表示をいただきました。ほかの業者さんの場合には、そういった施工の人員がないとか、そこまで完成させることが出来ませんといった意思表示をいただいたので、結果的にこちらの1社だけから見積もりをいただきました。こちらにお願いしたということで緊急随契という整理をさせていただいたところです。
- 竹下委員 ということは4社に声掛けを一応は行って、その意向を聞いて見積もりを出してくれたのが1社だけだったという形ですね。あえて恣意的に1社だけということではなく。

事務局 はい。本当は辞退届をいただきたいところだったんですけど、そこもちょっとお手間なので、こちらのほうからお電話で確認して辞退届までいただくこともないということで、設計担当課と協議して4社のうち3社はできないということで棒線で消したところです。

竹下委員 わかりました。

岩浅委員 105番で質問なんですけど、指名者数が9件で失格者数が1件、辞退者数が2件です。工事費内訳書をもって最終的にくじで決まったということであがっているんですけど、工事費内訳書のA社とB社との数値が全て同じである。いつも計算のことばかり言うようなんですけど、それぞれに機械を使って計算をされるということは毎回聞いていますけど、他社も合計や入札の金額は同じになることはあると思うんですけど、A社とB社が全て中身が全部一緒ということ以外は、多少他の企業は千円百円から一万円位の差額を出しておられるんですけど、トータルすると全部入札金額は一緒になっているんですね。こういうことが実際あるんですから、私があるんですかと聞くのも変なんですけど、最後にくじ引きになるんですよね。同額で出された場合に最後の入札2回3回というのは一般入札の工事の分のやり方ではなかったですか。随契ですか。

事務局 工事では入札でも随契でもありません。予定価格を下回っている金額の提示があった場合には、同額の方があった場合にさらに安くということの提示を求めることはありません。予定価格より上だった場合は、再度収まるように金額の提示がありますかということをしめますけど、予定価格内もしくは最低制限価格の範囲内に収まっている同額の金額の場合にはくじ引きということになっております。

岩浅委員 わかりました。競争入札なのでトータルで同じということと、一個一個のそれぞれの工事費が全く同じということはあると思うんですけど、算出方法が簡単に手に入るということがあったじゃないですか。そうするとみんな同じような金額で競ってきますよね。本来の競争というのと違うんじゃないかなと前から少し思っているんですけど。計算式があって当てはめて逆算していけばこうなって、プラスしたり減らしたりしてトータルこれくらいしたら大丈夫かといったものを先に出しておられるという傾向があるかと思います。それが良いのか悪いのか私には分かりませんが、実際の競争というのがどうなのかなという感じですよ。

事務局 以前からずっとこのお話をいただいているんですけども、公共工事の発注の金額というのは安ければ良いというものではないということを以前からお伝えしています。それは労働者の方の人件費につながっていたりとか社会保険料だとかに全てつながってくるという中で、あくまでも適正な金額の中での競争ですよということを国の方から法律で決まっております。それが先ほどからお伝えしております、最低制限価格と予定価格の間であれば価格競争をしても良いですよ、最低制限価格より下の金額の場合は一つのルールとして失格にするとかですね。低入札価格をする場合には実施可能性があるかということも調査することもあるかもしれませんが、なかなか大変なものですからそういったことはないんですけど。この案件を見ていただくと最低制限価格とぴったりですから、そこは以前からお伝えしているある程度の計算式で出るということを推察しております。この計算式の入札で入れられたものと予定価格にいろんなバランスがある訳ですので、これが実際に施工される際の予算ではありませんので、最低制限価格を導いた後の内訳書の整理ですので、通常は一緒になることは想定できないんですけど、もちろんこちらの算定式を用いてもこれが出てくるわけではありませぬので、それについては明確な答えはないですね。

岩浅委員 わかりました。

竹下委員 端的に言えば談合しているという以外のなにものでもない。会社の規模によって仕入れの物品の単価その他は当然差異が出てしかるべきなんですよ。しかも言えば一般管理費までどうやったらと、これは談合の最たるものだと考えています。だから逆に言えば、それぞれで同額であれば可能であれば個別の見積書を全部提出させるということになれば、なかなかそれは追跡できないと思いますが、世俗的に考えればそんな馬鹿なというのが市民感覚だと思うんですね。そういう状況の中で、やっぱりこれを防ぐというためには、なかなか難しいところはあるけれども、こういう業者っていうのはやっぱり談合しているということ以外にはどう考えても、会社の利益まで含めてこうやって出すというのはあり得ない話なんですよ。まあこれは事務局に言ったところでだけれど、どう我々が感じるかですよ。しかも6社のうち5社がなんて考えられない。久しぶりにこういう内訳書を見ました。コメントはいいです。議事録に残してもらえればいいです。

松原会長 それでは他になにかありますか。

笠岡委員 さきほどの105番、見積もりの件で引き続きになりますけど、工事費内訳書が何件かついていますが確かに金額的には似たようなもので不思議な感じがいたしますけど、ただこの内訳書の中にC社とかD社とかが代表取締役の印があるんですよ。あとの業者については代表取締役の印が入っていない。これは必要なのかどうかお聞きしたい。

事務局 こちらのほうは押印はありますが、コピーが薄くて写っておりません。申し訳ありません。

笠岡委員 わかりました。



竹下委員 50番ですけど、これちょっとお尋ねしたいんですが都市ガス事業者というのは何社あるんですか。内申書の中に印刷で「都市ガス事業者でなければ都市ガス工事ができないため。」したがって随契でしたということなんですね。ということは都市ガス事業者というのは市内に何社あるんですか。

事務局 1社です。

竹下委員 なるほど。はい。

青戸委員 54番で、なぜこれが気になったかと言いますと、指名者数が2名で最高入札額が落札業者の入札金額と同じということで高い方が落札している。理由をお聞かせいただきたい、それだけなんですけど。

事務局 お配りしている54番の資料、発注表の次のページに建設工事入札執行表というのがございますけど、そもそも総合評価方式につきましては、入札価格だけではなく会社の事業者成績や配置予定の技術者成績ですとか同じ年度の受注減点という制度がございます、そこを総合的に点数化しますと、価格は高かったんですけどもこの会社が評価点数が最も高かったということで、こちらを落札者にしたものでございます。

青戸委員 説明ありがとうございます。

松原会長 よろしいでしょうか。これは総合評価方式でこそ、これがでてくる。企業努力やいろいろな社員の研修会の参加ですとか。そのほかいかがでしょうか。

竹下委員 No.77これは辞退者一覧表の中で、記載があるんでしょうか。辞退年月日が分かりますか。見積調書の中で書いてありますけど、これは全社に声掛けをされたんでしょうか。

事務局 No.77の工事でございますが、まず最初にこれは当初の入札を公表した際にはB級対象の工事として整理してございます。結果的に入札参加がなかったということで、B級の業者からは1社も手が挙がらなかったために、今度はA級の業者に受注して下さる方はいませんかと声掛けした中で、結果的には1社だけ見積書をいただいた、他の方は辞退されたということなので、可能な限り全ての方に確認した上で契約に至ったものです。

竹下委員 わかりました。

事務局 辞退日については、随意契約分を資料には載せておりません、簿冊で確認することは可能です。

竹下委員 ということは、E社というのは、A級にもかかわらずB級の者がいないから敢えて当社でやりましょうという形になったと。

事務局 そう考えております。本当にされたかどうかは分かりませんが、受注して下さるところがなくて困っているという中で声掛けですので、受注してもいいというご判断をされたと思います。決して無理に頼んだりということはおしておりませんが。

竹下委員 ということは言ってみれば、完成期日に間に合わせるために、努力される企業というのは総合評価の中では、どのような加点になるんですか。

事務局 この部分に関しては、総合評価の部分では加味されないですね。

竹下委員 逆に言うと、そういう英断をもって敢えてやろうという業者自体は、私は評価しても然るべきだと。圧倒的に期日に間に合わなくなるので随契でやっている、そういう状況なんで、もちろん発注期日にもよると思うんですけど、そういうのはむしろ私は本当に、B級を押しつけてA級が来てやったというなら問題だけれど、そういう点では出来ないと思うんだけど、業者の心意気というのは評価すべきではないかと。何らかの形で私は反映させるべきだと考えているんですが。

事務局 検討してみたいと考えています。なにかインセンティブとか良いことがないといけないねというお話なので、また検討してみたいと思います。

竹下委員 それは審査会としても、そういう点でやはり評価をするような方策を考えるべきだという提言をしてもよろしいんじゃないかと。そしたら事務局の方もやりやすいと思います。

事務局 できれば優良工事というところで表彰ができるとか、そういったところで出来るような形があれば、要綱要領の改正などを検討してみたいと思います。

松原会長 ぜひまた、検討の方をお願いします。そのほかいかがでしょうか。

岩浅委員 G8ですけど、入札調書の摘要欄のところに、9社が希望されて最終的にくじ引きで落札されていると書いてあってそれは分かりますけど、一番下のF社の摘要欄のところに手書きで「書類不備による」理由で失格になったという意味合いのことが書いてあるんですけど、この書類不備というのはどういう不備だったでしょうか。

事務局 この不備につきましては、入札書の方に受任者の印がございまして、そこが確認できないということで失格にいたしました。

岩浅委員 わかりました。

竹下委員 G18なんですが、ここで随契にした理由が明示されています。手書きで。1回目2回目の指名をおこなったが、全社が辞退し入札中止になった。こういう状況なんです。こういう点については、全社を指名したという指名業者名も明記してほしいと私は思います。そういうことはやはり工事については、応札をするというのは企業として当然なんで、それを辞退をするそういう形については、もちろん予定価格が安かったとかいろんな問題はあるかと思うんですけど、やはり辞退をするというのは工事をやる気がないということなんですから、そういう企業については、やっぱり今後何らかの形が必要だと思うので、やはり明記をしてほしい。1回目したけど不調でした、2回目やりましても不調でしたという形は、本来であれば案件ごとにそういう点について、この日は要するに不調に終わったっていう形を明記してあればいいけれど、随契としてバンと具体的理由とすると、どういうことだったんだろうかと感じますので、できたらそういった形の方をしていただければ、本当に不調というのはどれくらい出ているのか、こういう状況ですので、お手間だと思うんですけどそういうのもしてほしいと、そうすると業者側の姿勢が見えてくる、いいとこ取りだけやっているという形がある、社会的使命を果たしていないというふうに思いますので。そうすると総合評価の中でマイナス要因にするのは私は可能だと思いますので、その点よろしくお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

事務局 こういった通常指名のもので8号随契に移行していくものというのは当然、竹下委員おっしゃるように1回目2回目の時には8社ずつ指名していますので、そういったところの入札調書は作っておりますので、このように8号随契のものを今後抽出いただいた場合には、入札調書もこちらの方に写しを付けて、経過が分かる形で今後準備したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。全体の不調の整理ということになりますと大規模なものがでてきますので、こういった抽出いただいたものに関しての整理として写しを添付することは可能だと思います。よろしくお願ひいたします。

竹下委員 はい。こういった事態というのは、設計をした担当者もそうですし、発注する側につきましてもそれなりに努力をしながら公告をしている訳でして、それについて応じないという形は、私も前から言うように別に市内の業者に限定しなくていい、エリアを拡大したっていいんだと、こういう状況の中ですから私はそれが必要ではないかと、あくまでもエリアに拘ることはないとは私は考えているんです。それは県をまたいで広げるかは別にして県内の業者であればやっぱりしてもいいのではないかと、それが刺激剤になるのではないかと考えております。どうでしょうか。

松原会長 非常に判断が難しいですね。

事務局 事務局で答えられる範疇を超えておりますので。そういうご意見をいただいているということは、前から議事録作らせていただいて、当然ホームページでも公表しておりますので、ご登録いただいている業者さんにも、そういったご意見があるということは重々承知していただいているところですので、その上でもやはり担えない状況に、いろんな法律や納期を守るという前提条件が出来ない場合には、仕方なくご辞退されたり入札に参加の手上げをされないこともあると思います。こういった審議会の中でも、ご意見を頂戴することで、業者さんにもいづれ参加資格が市外にならないように、地域から建設業の業者が少なくならないように米子市に協力されるというご意思は持っておられますので、実行することが大切だというご意見ということで今後情報共有していきたいと思ひます。

松原会長 ちなみのこのG16ですが、道路整備課の案件ですね。これは辞退になった背景というのは、お分かりになりますか。

道路整備課 準用河川ということで、国県でいうと1級河川2級河川に準ずるような、米子市としては幅の広い部類で幅が20m位あります。そこに既耕地側の畑の泥などが流れてきまして草などが繁茂するという状況で重機を用いて浚渫をしなければならぬため、重機の手配や川の中に入って水のある状況の中での浚渫・掘削になりますので、そういったこと自体がなかなか、仮設的なものも結構かかりますし、工期的なもの年度内に竣工ということもありましたので、2回入札をしますと1か月以上工期が短縮されますので、その中で受けていただいたという状況でございます。

松原会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

笠岡委員 No.74も随意契約の8号ですが、具体的理由として「本案件は、9月24日に1回目の工事公告を実施したが入札参加者がなく、工事内容を変えて再度」というのがあるんですけど、最終的には現在工事中の業者というのはG社だと思いますけど、1社の方に依頼して引き続き工事にあたったと。この市道安倍三柳線というのは市道番号とかありますか。どのあたりですか。

事務局 場所は、加茂中学校のあたりです。

笠岡委員 この工事は10年位かかって、今年ようやく完成と。これは1期工事2期工事と分けてあるんでしょうね。それをずっとG社が施工されているのかなど。結局1社に指名とありますけど、第1期2期工事とあってもう1つくらいは依頼してもいいのかなど、工事の進捗の関係もありますけど、当初からずっとG社に頼んで、特殊な道路技術があるとは他のところにありますけど、どうだったのかかと。当初からG社1本で行く予定があったのかと。



事務局　　そちらに記載のとおり1回目2回目と公告して結果的に受注に至らなかったということで、それで笠岡委員おっしゃるような2社を追加で指名したらどうかということも当然考えました。ただこのG社は今回の工事以外にも併設しているところを受注していただいております。完全な重複ではないんですけど付近の工事を受注されているので受注に至りやすいのかなということもあった中で、もう1社2社の見積書をどうしてももらうために、米子市のA級業者24社にお願いして辞退ばかりということも、このケースに関してはすることもないだろうと。通常指名でも希望型の公告であっても皆さん出れる条件があったんですけど、2回やってだめだったので今回その条件が良くて受注に至ってもらえる可能性がある1社に絞ってお願いしようということを考えてところです。結果的に他の業者に見積をお願いしても辞退になったという整理になったのかもしれませんが、そこまでお願いするまでもなく工事の進捗を進めるということをバランスを考えた上で、競争性も担保できているだろうと判断したところです。もちろん工期に余裕があれば全社に見積をお願いしたかもしれませんが、開通させるスケジュールが組んでありますので、個々の部分だけで進まないということをして良しとするかということは設計担当課と協議しながら、工事進捗のバランスを考えて業者選定に至ったということでございます。

笠岡委員　　この工事は何期かあって、G社がずっと受注なのでしょう。

事務局　　すべてG社ではございません。すべて入札の結果ですので。他の業者にも受注いただいております。

笠岡委員　　だいたいわかりました。

竹下委員　　ということは、G社がやっているのに、別の工事の公告をするという、その理由は同じ場所ですか、近くなんですか。

都市整備課　　ほぼ繋がっているんですけど、既に発注済みの工事がJR境線を挟んで日本海側、今回の案件がその反対側ということで、境線上に橋を架けておりますけど、左右に分かれておりますので別の工事発注としております。

竹下委員　　ということは少なくとも現場仮設費やらそういったものは、当然軽減されて金額は下がるわけですね。新たにそこにまた仮設の現場事務所を作ったりとかそういう形はいらないですよ。今課長が話したように例えば皆生線の下水のように、下水道をやりながらその上で上水道をやる形なら同一業者の方が効率よくやる形が私はあると思います。そういった点で今の課長の説明と矛盾するのがNo.96とNo.97です。これ何で一緒に出来ないんですか。これ併せても1キロの範囲内で収まる。なんで敢えて分離をしてやるか。なかなか手法としては分離をして少額化した方がいいという形で敢えて分離をしてやる、これは国の事業でも敢えてそういう分割をしてから行うという形があるんですが、課長が言ったような形からすればその2とその3というのは明確に続いているんじゃないですか。それなのにこっちの方では、随契じゃなくてちゃんと希望型になっている。だから課長の説明は矛盾するんです。

事務局　　96と97なんですけど、最初に1500万円以上の工事としてA級対象で公表しました。結果的に入札に至らず、随契で探すことも出来ず、結果的にB級対象工事に分割して、再発注を行っています。

竹下委員　　ということは、後から追加で出てくるということが明白に分かっているわけですね。なぜ一緒にしない。

事務局　　これを一緒にするのではなく、あえて分けて進捗したということです。

竹下委員　　だから何で分けるの。

事務局　　A級対象工事をB級業者に発注するルールを持っていなかったからです。3000万円の工事をA級さんにしかしていただかないという事前のルールを作っていましたので、それでさきほど要綱を変更したという中で、通常B級対象工事は1000万円から2000万円で、受注に至らなかった場合は3000万円まで運用をかけますよということをしていたんですけど、それが結果的にはこちらのほうの最初の部分は1500万円以上のA級対象工事として出したんですけど受注に至らず、8号随契でも受注頂ける業者がありませんでしたので、結果的にB級さんでも進捗を図る必要があるのであれば、現行のルールの中では、1500万円までの工事しかB級業者に担っていただけなかったんで、1500万円までの工事に2本に分けているというのが今回の発注の流れです。現地とすればどうしても施工を進める必要があったので、B級の工事に整理して分割したということです。

竹下委員　　なるほどね。A級のものをB級に該当できるように敢えて行ったという形で理解すればいいですかね。

事務局　　そうですね。通常すべきことかどうかは分かりませんが、地元との関係や安全に通学路などの整備を速やかに行う必要などを考えれば、A級業者にこだわることなくB級業者に分けてでも進捗を図る必要があるものについては、させていただくということに至ったケースです。あまりよくあるケースではないと思います。

竹下委員　　逆にさきほどにあった、B級がすべて辞退したためにA級をお願いしたというのと逆の形ですよ。ということは最初のA級の業者たちは何をしているのかということとも言えるんですよ。

事務局　　お忙しいんでしょう。

竹下委員　　まあいいです。わかりました。

松原会長 そのほかにありますか。

竹下委員 指名にする場合は、学識経験者2名に意見を諮って云々というのがありましたけども。

事務局 それは学識経験者の方にご意見をいただくのは、総合評価方式の方法を変える場合に聞くというのはいかがでしょうか、落札者の決定ではなく、あくまでルール変更の場合に県の職員の方にご意見を頂戴するという仕組みはございます。

竹下委員 ということは、その学識経験者というのは、県の職員ですか。それはもう変わらないのですか。

事務局 総合評価のルールを作っているのが、県内では鳥取県、鳥取市と米子市の3つしかありませんので、そのなかでいえば当然県の方が先に運用をされていますし、ルール作りもされていますので、そちらのご意見をいただきながらということで、お願いしているところです。別に変える変えないという中でのルールは持っていないんですけど、場合によっては国の方のご意見をということもあるかもしれませんが、特段強い意志は持ってはおりません。

竹下委員 わかりました。

松原会長 私の方からひとつ。52番の皆生漁港の浚渫工事ですね。工事発注表が出ているんですが浚渫工事の工事費内訳、基本的には浚渫工事っていうのは、浚渫の土量によって費用が変わってくるんですね。浚渫工一式というのが載っていますが、この詳細というのは別途なにか資料が出てくるんでしょうか。予定の土量というものはあるんでしょうか。

水産振興室 予定数量というものは、あがっております。水深も一応ここからここまでというので明記はされております。

松原会長 例年この浚渫というのは、出てくるんだろうと思いますが。

水産振興室 航路の砂のつき具合によって、浚渫が必要になるとかならないとか、天候によって砂の量が変わってきますので、多いときは早く、そうでないときは年をおいて発注しております。

松原会長 了解しました。

竹下委員 6番なんですけど、概要書の中において予定価格ではなくてその下に調査基準価格これはどういうことでしょうか。

事務局 低入札価格制度を導入しているということですので、調査基準価格を下回った金額提示があった場合は、即失格ということではなく、そちらの価格で出来る根拠をお示しいただき、調査を行い落札に至るかどうかの判断を行うということです。防災無線の工事ですけれども全国的に見ると落札率がかなり低いものが散見されたので、そういった入札があることも少し想定して最初の段階で低入札価格制度の運用をするということに決めたんですけど、結果的にはその低入札価格はありませんでした。この工事をずっとその4まで発注してきましたけど、そこまでの入札価格をありませんでしたので、実際の調査には至っていないということです。

竹下委員 ということは、調査基準価格と予定価格の差異の話なんですけど、私も調査基準価格というのは初めて見た感じがするんですけど、そこらへんが低入札これ以下ではだめですよという基準なんですか。

事務局 だめということではなく、調査基準価格を下回る金額のご提示があった場合には、その根拠を示していただいて、間違いなく工事が履行できることの確認をしないと契約には至らない、落札決定しないということです。計算式は、最低制限価格と全く同じものです。ただ最低制限価格の場合は下回ると即失格なんですけど、調査基準価格の場合は会社が何かの事情で安くできる根拠をお示しいただいて、なおかつきっちり工事を完成することが出来ることを担保できれば契約に至ることもあるという制度です。どうしてもなかなか難しいところがございますので、ダンピング合戦ということになりかねないので、あまり低入札価格調査というのはしないんですけど、防災無線の工事というのが、全国でなされていて入札の結果がホームページに公表されているものものがあり、この中で落札率が50%程度のものも散見されたので、そういったものを残さずに失格にしてもいいのか。公表の条件の中ではそういった人がいたら調査をして落札者にするかどうかを調べるということが、国から補助金をもらって事業をする際に説明がしやすいのではないかと判断するに至ったということです。

竹下委員 ということは、最低価格という形になると1円でも下回ったら即失格になるけども、これ以下においてもちゃんとした根拠を出していただければ、それ以下でも受注可能ですよということを言うための、それは最低制限価格という形ではなくて、こういう調査基準価格という形で明示をしたということですね。総合評価の逆の形ということもできるんですね。上回った人でも落札できるけど、下回った状況でもことと次第によっては受注は可能ですよということなんですね。

事務局 有利性がでるかどうかというところは問題があるんですけど、即失格にはしないということで運用しています。落札者になりうるかどうかはその調査をしてみないと分からないところなんですけど、なかには見積もりを間違えて示されることもゼロではありませんので、見積もりが間違っていたら失格ですということになります。きっちりとした見積もりをされて技術者も配置して安く仕入れも出来る根拠が示されたならば落札になりうることもある、ということの制度の運用をしているところです。

竹下委員 その点について、予定価格との差異が大きいんでね。そうすると逆に言えば予定価格そのものが高いんじゃないかという穿った見方もできるんですけど。

事務局 おおむね90%という制限を設ける価格帯の中には納まっております。金額が大きいですので、その位の差にはなるだろうと思います。

竹下委員 もうひとつ総合評価で、ここでもありましたけど高い金額でも総合的に評価をすれば落札可能だということなんですけど、その場合はあくまでも予定価格の範囲内ということなんです。

事務局 そうです。

竹下委員 予定価格を上回ったら、即失格ではねるという形で、その中であれば良いという判断ですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

竹下委員 私が先ほど尋ねました総合評価での入札試行要領という形で、その3番目に学識経験者からの意見聴取と書いてあるんですが、その決定基準を定めるあるいは改革する際についてとさきほど課長のご説明がありましたけど、そのように理解すればいいですか。

事務局 はい。今回は、一時的な運用として2500万円から5000万円の運用の幅を変えるということに関して、学識経験者の方には、その計算式であるとかということではありませんので、特段確認はとっていないということです。

松原会長 いろいろと熱心にご審議、ご答弁をいただいたところですが、当初ご説明申し上げた時間を過ぎたところがございます。こういった感染症が広がっているところがございますので、今回の入札契約審議会は、短縮バージョンということで行っているところですが、最後にこれだけはということがございませんでしょうか。よろしいですね。ありがとうございました。それでは今日の審議会は、これで終了します。